

○総務省告示第四百四十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を変更後欄に掲げるもののように改め、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

変 更 後			変 更 前		
第 3 利用者設備識別番号に関する事項			第 3 〔同左〕		
電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役割の種類若しくは内容	電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役割の種類若しくは内容
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成	電気通信番号の使用に関する条件	電気通信番号の種別	電気通信番号の構成	電気通信番号の使用に関する条件
固定電話番号	回 A B C D E F G H J （ただし、英字は十進数字とし、A B C D E は、市町村の区域を勘案して別表第 1 に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等（第 1 に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）及びワイレス固定電話を識別する場合を除く。）	固定電話番号	回 A B C D E F G H J （ただし、英字は十進数字とし、A B C D E は、市町村の区域を勘案して別表第 1 に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）	〔第 1 同左〕 第 2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。 1 令和 7 年 1 月末日までに、固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から即電気通信役割の提供（2 以上の段階にわたる即電気通信役割の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。2 において「固定電話番号使用事業者」という。）の相互間で、番号ポータビリティを可能とし、そのために必要な措置を講ずること。 2 1 の規定によるもののほか、利用者（電気通信事業者である者を除く。）が、F T T H フォースサービス（電気通信事業報告規則第 1 条第 2 項第 7 号に規定する F T T H フォースサービスをいい、F T T H フォースサービスと一体的に I P 電話（同項第 4 号に規定する I P 電話をいい、固定電話番号を使用するものに限る。以下この 2 において同じ。）を提供するものに限る。以下この 2 において同じ。）の提供に関する契約の相手方を（1）に定める者から（2）に定める者に変更する場合（当該契約の変更の前後において、その一端が当該利用者の端末設備等と接続される固定端末系伝送路設備の設置場所を変更しない場合に限る。）においては、現に当該利用者が

		該役務に係る利用者の端末設備等	受けて固定電話番号を使用するための条件は、次のとおりとする。 〔１～３ 略〕 ４ <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 〔１〕 <u>インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ENUM方式に限る。）により、網間信号接続を行うこと。</u> 〔２〕 <u>第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者の電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> 〔５・６ 略〕 〔第３ 略〕
付加的役務電話番号	回A B O D E F G H J又は回A B O D E F G H J K （ただし、英字は十進数字（別表第２に定める電気通信番号の構成に限る。）とし、D E Fは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）	〔略〕	<u>第１ 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。</u> <u>付加的役務電話番号（着信課金機能を用いて提供する電気通信役務及び当該役務に係る利用者の端末設備等を識別するものに限る。）の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から即電気通信役務の提供（２以上の段階にわたる即電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間で、番号ポータビリティが可能であること</u> <u>第２ 自ら指定を受けて付加的役務電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。</u> 〔１ 略〕 ２ <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 〔１〕 <u>インターネットプロトコルを使用して直接接続</u>
		該役務に係る利用者の端末設備等	受けて固定電話番号を使用するための条件は、次のとおりとする。 〔１～３ 同左〕 ４ <u>次に掲げるいずれかの方法（〔１〕に掲げる方法は、令和７年１月末日までに限る。）により網間信号接続を行うこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 〔１〕 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認を行っているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法 〔２〕 <u>全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ENUM方式に限る。）</u> 〔５・６ 同左〕 〔第３ 同左〕
付加的役務電話番号	回A B O D E F G H J又は回A B O D E F G H J K （ただし、英字は十進数字（別表第２に定める電気通信番号の構成に限る。）とし、D E Fは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）	〔同左〕	〔新設〕 <u>自ら指定を受けて付加的役務電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。</u> 〔１ 同左〕 ２ <u>直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 〔新設〕

データ 伝送携 帯電話 番号	回200DEF GHIJKLMN (ただし、英字 は十進数字とし 、DEFGHは 総務大臣の指定 により電気通信 事業者ごとに定 めるものとする 。)	【略】	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信 番号の構成が回200DEFGHIJKLMNであるも のに限る。以下「0200番号」という。)を使用す る者にあつては、次のとおりとする。 【1 略】 <u>2 データ伝送携帯電話番号に係る呼の接続を行わな いこと。</u>	する方法(第1に規定する付加的役務電話番号を 使用する者にあつては、ENUM方式に限る。) により、<u>網間信号接続を行うこと。</u> <u>(2) 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行う こと。</u>	
	回20CDEF GHIJK (ただし、英字 は十進数字(C は0及び4を除 く。)とし、C DEは総務大臣 の指定により電 気通信事業者ご とに定めるもの とする。)(令 和3年12月末日 までに総務大臣 が指定したもの に限る。)	【略】	第1 自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電 気通信番号の構成が回20CDEFGHIJKであ るものに限る。以下「020C番号」という。) を使用する者にあつては、次のとおりとする。 【1 略】 <u>2 データ伝送携帯電話番号に係る呼の接続を行わな いこと。</u> 【3 略】 【第2 略】	【第1・第2 略】 第3 自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用 する者にあつては、次のとおりとする。 【1 略】 2 次に掲げる要件をいづれも満たすこと。 【(1)・(2) 略】 【3 略】	
音声伝 送携帯 電話番 号	回60CDEF GHIJK、回7 0CDEFGH <u>1K</u>、回80C DEFGHIJK 及び回90CD EFGHIJK	【略】			

データ 伝送携 帯電話 番号	回200DEF GHIJKLMN (ただし、英字 は十進数字とし 、DEFGHは 総務大臣の指定 により電気通信 事業者ごとに定 めるものとする 。)	【同左】	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信 番号の構成が回200DEFGHIJKLMNであるも のに限る。以下「0200番号」という。)を使用す る者にあつては、次のとおりとする。 【1 同左】 <u>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種 指定電気通信設備との間でデータ伝送携帯電話番号 に係る呼の接続を行わないこと。</u>	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信 番号の構成が回200DEFGHIJKLMNであるも のに限る。以下「020C番号」という。) を使用する者にあつては、次のとおりとする。 【1 同左】 <u>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種 指定電気通信設備との間でデータ伝送携帯電話番号 に係る呼の接続を行わないこと。</u>	
	回20CDEF GHIJK (ただし、英字 は十進数字(C は0及び4を除 く。)とし、C DEは総務大臣 の指定により電 気通信事業者ご とに定めるもの とする。)(令 和3年12月末日 までに総務大臣 が指定したもの に限る。)	【同左】	第1 自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電 気通信番号の構成が回20CDEFGHIJKであ るものに限る。以下「020C番号」という。) を使用する者にあつては、次のとおりとする。 【1 同左】 <u>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種 指定電気通信設備との間でデータ伝送携帯電話番号 に係る呼の接続を行わないこと。</u> 【3 同左】 【第2 同左】	【第1・第2 同左】 第3 自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用 する者にあつては、次のとおりとする。 【1 同左】 2 次に掲げる要件をいづれも満たすこと。 【(1)・(2) 同左】 【3 同左】	
音声伝 送携帯 電話番 号	回70CDEF GHIJK、回8 0CDEFGH JK及び回90 CDEFGHIJ K (ただし、英字	【同左】			

	(ただし、英字は十進数字 (C は 0 を除く。) とし、C D E F は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)		4 <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 <u>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法 (ENUM方式に限る。)</u>により、<u>網間信号接続を行うこと。</u> <u>(2) 第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者の電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> [5 略]
無線呼出番号	回 2 0 4 D E F G H J K (ただし、英字は十進数字とし、D E は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	[略]	自ら指定を受けて無線呼出番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 [1 略] 2 <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 <u>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u> <u>(2) 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>
特定 I P 電話番号	回 5 0 C D E F G H J K (ただし、英字は十進数字 (C は 0 を除く。) とし、C D E F は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	[略]	自ら指定を受けて特定 I P 電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 [1 略] 2 <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 <u>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u> <u>(2) 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>
	は十進数字 (C は 0 を除く。) とし、C D E F は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)		4 <u>次に掲げるいずれかの方法 ((1)に掲げる方法は、令和 7 年 1 月末日までに限る。)</u>により<u>網間信号接続を行うこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 <u>(1) 直接又は他の電気通信事業者 (一の者に限る。)</u>の網 (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、音声伝送携帯電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認を行っているものに限る。)を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法 <u>(2) 全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法 (ENUM方式に限る。)</u> [5 同左]
無線呼出番号	回 2 0 4 D E F G H J K (ただし、英字は十進数字とし、D E は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	[同左]	自ら指定を受けて無線呼出番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 [1 同左] 2 <u>直接又は他の電気通信事業者 (一の者に限る。)</u>の網を介して<u>第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 [新設]
特定 I P 電話番号	回 5 0 C D E F G H J K (ただし、英字は十進数字 (C は 0 を除く。) とし、C D E F は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	[同左]	自ら指定を受けて特定 I P 電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 [1 同左] 2 <u>直接又は他の電気通信事業者 (一の者に限る。)</u>の網を介して<u>第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 [新設]

			[3～5 略]
F M C 電話番 号	回 6 0 0 D E F G H J K (ただし、英字 は十進数字とし 、D E F は総務 大臣の指定によ り電気通信事業 者ごとに定める ものとする。)	[略]	自ら指定を受けて F M C 電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 [1 略] 2 他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 <u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</u> <u>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u> <u>(2) 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> [3 略]
特定接 続電話 番号	回 9 1 C D E かん ら始まる13桁 (プレフィックス を除いた桁数と する。)を超え ない十進数字 (ただし、英字 は総務大臣の指 定により電気通 信事業者ごとに 定める十進数字 とする。)	[略]	自ら指定を受けて特定接続電話番号を使用する者にあつては、 <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</u> ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 <u>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u> <u>(2) 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>
[略]			

〔注 1～4 略〕

第 4 事業者設備等識別番号 (プレフィックスを除く。)に関する事項			
電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若	
電気通 信番号 の種別	電気通信番号の 構成	電気通信番号の使用に関する条件	

			[3～5 同左]
F M C 電話番 号	回 6 0 0 D E F G H J K (ただし、英字 は十進数字とし 、D E F は総務 大臣の指定によ り電気通信事業 者ごとに定める ものとする。)	[同左]	自ら指定を受けて F M C 電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 [1 同左] 2 直接又は他の電気通信事業者 (一の者に限る。)の網を介して <u>第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 [新設]
特定接 続電話 番号	回 9 1 C D E かん ら始まる13桁 (プレフィックス を除いた桁数と する。)を超え ない十進数字 (ただし、英字 は総務大臣の指 定により電気通 信事業者ごとに 定める十進数字 とする。)	[同左]	自ら指定を受けて特定接続電話番号を使用する者にあつては、 <u>直接又は他の電気通信事業者 (一の者に限る。)の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 [新設]
[同左]			

〔注 1～4 同左〕

第 4 事業者設備等識別番号 (プレフィックスを除く。)に関する事項			
電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若	
電気通 信番号 の種別	電気通信番号の 構成	電気通信番号の使用に関する条件	

		しくは内容	
事業者設備識別番号	００ＸＹ又は００２ＹＺ (ただし、英字は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める十進数字(Ｘは０、２及び９を除く。)とする(Ｘが１であるときは、ＸＹを１とする。))。)	【略】	自ら指定を受けて事業者設備識別番号(電気通信番号の構成が００ＸＹ又は００２ＹＺであるものに限る。以下この欄において同じ。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 １ <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 ① <u>インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u> ② <u>第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> 【２・３ 略】
事業者設備識別番号	００９１ＸＹ (ただし、英字は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める十進数字とする。)	【略】	自ら指定を受けて事業者設備識別番号(電気通信番号の構成が００９１ＸＹであるものに限る。以下この欄において同じ。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 １ <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 ① <u>インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u> ② <u>第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> 【２・３ 略】
付加的役務識別番号	１から始まる３桁以上の十進数字 (ただし、総務大臣の指定により定めるものとする。)	【略】	自ら指定を受けて付加的役務識別番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 【１ 略】 ２ <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 ① <u>インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u>

		しくは内容	
事業者設備識別番号	００ＸＹ又は００２ＹＺ (ただし、英字は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める十進数字(Ｘは０、２及び９を除く。)とする(Ｘが１であるときは、ＸＹを１とする。))。)	【同左】	自ら指定を受けて事業者設備識別番号(電気通信番号の構成が００ＸＹ又は００２ＹＺであるものに限る。以下この欄において同じ。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 １ <u>直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)</u>の網を介して<u>第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 【新設】
事業者設備識別番号	００９１ＸＹ (ただし、英字は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める十進数字とする。)	【同左】	【２・３ 同左】 自ら指定を受けて事業者設備識別番号(電気通信番号の構成が００９１ＸＹであるものに限る。以下この欄において同じ。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 １ <u>直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)</u>の網を介して<u>第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 【新設】
付加的役務識別番号	１から始まる３桁以上の十進数字 (ただし、総務大臣の指定により定めるものとする。)	【同左】	【２・３ 同左】 自ら指定を受けて付加的役務識別番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 【１ 同左】 ２ <u>直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)</u>の網を介して<u>第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 【新設】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和七年二月一日から施行する。ただし、電気通信番号計画第三の変更規定のうち電気通信番号の構成の欄に係る部分及び次項から附則第四項までの規定は、公示の日から施行する。

（準備行為）

2 電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、この告示の施行の日前においても、この告示による変更後の電気通信番号計画（以下「新計画」という。）の規定に適合する電気通信番号使用計画を作成し、同法第五十条の二第一項の認定に係る申請をすることができる。

3 電気通信事業者は、この告示の公示の際現に電気通信事業法第五十条の二第一項の認定を受けている電気通信番号使用計画について、新計画の規定に適合させるため、この告示の施行の日前においても、同法第五十条の六第一項の変更の認定に係る申請をすることができる。

4 総務大臣は、前二項の申請があつた場合には、この告示の施行の日前においても、電気通信事業法第五十条の四（同法第五十条の六第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第五十条の二第一項の認定又は同法第五十条の六第一項の変更の認定をすることができる。